

にいかわちいき
新川地域
広域消防運営計画



新川地域消防広域化協議会

平成 24 年 8 月

はじめに

近年、災害や事故が複雑化、大規模化するとともに、消防に対する住民ニーズが多様化し、消防体制の整備、充実が求められております。

このため、各地の消防本部では、限られた人員や機材の有効な活用と創意工夫により、消防運営に努めてきましたが、地方自治体を取り巻く財政の危機的状況が一層深刻化するとともに少子高齢化が急速に進行するなど、消防を取り巻く社会環境が大きく変化する中では、これまでの取り組みでは対応できず、より効率的な消防体制の構築が急務となっています。

このため、国では市町村の消防の広域化による消防力の強化を推進する観点から、平成18年に消防組織法を改正するとともに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。

これを受け、富山県では県内の消防の広域化を進めることとし、「富山県消防広域化推進計画」を平成20年3月に策定し、県東部9市町村の広域化の組み合わせとして3案が示されたところです。

関係市町村では、県の示した3案をもとに広域化の実現性や課題などを協議してまいりましたが、より生活圈や地域性が強い枠組みのほうが住民サービスの向上や消防力の強化が期待される結果となり、県計画では示されていなかった黒部市、入善町、朝日町の1市2町を枠組みとした新川地域消防広域化協議会を平成23年12月に設置いたしました。この枠組みについては、県及び国からもその有効性を認められ、本年6月には県計画においても正式に追加されたところでございます。

協議会では、多岐にわたる消防の運営にかかる調整方針や組織、費用負担等について、協議、調整を進め、今般、「新川地域広域消防運営計画」を策定したところです。

この広域消防運営計画は、広域化後の黒部市、入善町、朝日町の常備消防における円滑な運営を確保するため、1市2町の総意のもとに策定されたものであり、平成25年3月にスタートする新川地域消防組合を運営していくうえでの基本的な計画として位置づけられるものです。

新川地域消防広域化協議会

会長 入善町長 米澤政明

目 次

はじめに

第1章 現況と課題

1 構成市町の概要	1
(1) 黒部市の概要	1
(2) 入善町の概要	1
(3) 朝日町の概要	2
2 消防に関する概要	3
(1) 消防本部、消防署の設置状況	3
(2) 消防本部、消防署配置図	4
(3) 消防職員の状況	4
(4) 消防車両の状況	6
(5) 消防活動の状況	6
(6) 防火対象物、危険物施設等の状況	7
(7) 財政運営状況	8
3 消防に関する課題	9
(1) 高機能消防指令システムの整備	9
(2) 消防救急無線のデジタル化への対応	9
(3) 組織管理状況	9
(4) 社会環境の変化への対応	10
(5) 財政状況	10
4 消防の広域・連携等の必要性	10

第2章 消防広域化の効果

1 住民サービスの向上	11
(1) 初動体制の強化	11
(2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用	12
(3) 消防署の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮	13
2 人員配置の効率化と充実	14
(1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強	14
(2) 予防業務、救急業務の高度化及び専門化	14
(3) 適切な人事ローテーションによる組織の活性化	15
3 消防体制の基盤の強化	16
4 財政上の効果	16

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 基本的事項	17
(1) 広域化の方式	17
(2) 広域化開始のスケジュール	17
(3) 消防本部	17
(4) 消防署	17
2 組織	18
(1) 消防組合の組織	18
(2) 消防本部の機能	18

(3) 部隊運用	18
(4) 通信指令業務	18
(5) 消防署の管轄区域	19
(6) 消防本部及び消防署職員の勤務形態	19
3 人事、処遇	19
(1) 定員配置	19
(2) 採用計画	19
(3) 身分	19
(4) 給与(諸手当含む)	19
(5) 福利厚生	20
(6) 教育、訓練及び研修	20
(7) 貸与物品	20
4 施設等整備	20
(1) 消防署の整備	20
ア 入善消防署及び朝日消防署の整備	21
イ 宇奈月消防署の整備	24
ウ 消防署の整備による消防力の強化	25
(2) 通信指令システム	26
(3) 消防救急無線のデジタル化	26
(4) 消防本部・署間のネットワーク	26
5 経費	26
(1) 経費負担割合	26
(2) 財産の取り扱い	27
6 組合運営	27
(1) 一部事務組合の運営	27
(2) システム関係(財務会計、人事給与等)	27

第4章 構成市町の防災にかかる関係機関との連携に関する事項

1 防災・国民保護担当との連携	28
2 消防団との連携	28
(1) 構成市町の消防団との連携	28
(2) 消防団事務の取り扱い	29

第5章 消防協力団体及び医療機関との連携に関する事項

1 消防協力団体との連携	30
2 医療機関との連携	30

結びに	31
-----	----

資料

・ 広域消防運営計画策定推進体制	33
・ 広域消防運営計画策定の主な経過	34
・ 新川地域消防広域化協議会各種規約	
新川地域消防広域化協議会規約	35
新川地域消防広域化協議会幹事会規程	37
新川地域消防広域化協議会専門部会設置要綱	38
・ 新川地域消防広域化協議会関係名簿	39

第1章 現況と課題

1 構成市町の概要

(1) 黒部市の概要

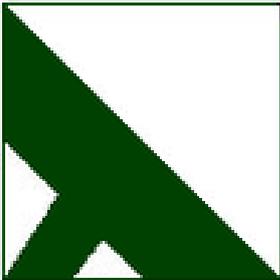
黒部市は、富山県北東部に位置し、北から東には入善町・朝日町・長野県の県境と、南から西は魚津市・上市町・立山町に接しており、面積は427.96km²で、富山県全体の約10%を占めます。その地形は、北アルプスから富山湾まで3,000mもの標高差があり、高山帯から低山帯、さらに黒部川の広大な扇状地、富山湾沿岸部まで、ダイナミックに自然が変化しています。



本市は、平成18年に旧黒部市と旧宇奈月町が合併し、新黒部市となりました。全国に名高い秘境黒部峡谷や県下随一の宇奈月温泉、美しく広大な黒部平野、黒部川扇状地湧水群など、豊かな自然とそこに根差した文化を有し、「大自然のシンフォニー 文化交流のまち 黒部」を将来都市像に掲げています。

市内には、世界に展開する企業をはじめ、黒部川の電力や水資源を活用する数多くの企業が立地しています。肥沃な黒部川扇状地には散居村が広がり、主要な農産物として米が生産されています。山、川、海まで、豊かな自然を活かした多彩な観光資源や施設を有しており、それぞれの舞台で様々な交流が活発に展開されています。

(2) 入善町の概要



入善町は、富山県の北東部にあり、立山と後立山との間を一直線に奔流する一級河川黒部川が形成した我が国の代表的な扇状地である黒部川扇状地の中央に展開する地域です。

北は11.5kmの海岸線で日本海に面しており、それを底辺とした南に尖った三角形をしています。

本町を特色づけるのは「水」です。黒部川の水は扇状地を伏流水として流れ、湧水となって扇端部で自噴します。

この「黒部川扇状地湧水群」は、昭和60年に環境庁から「全国名水百選」として選ばれました。その湧水群の一つである「杉沢の沢スギ」は、国の天然記念物に指定されています。

また、全国に先駆けた4,200haに及ぶ水田の圃場整備事業により、黒部川扇状地の恵まれた「水」の恩恵を受け、富山県下随一のおいしい米の産地となっています。さらに富山県及び町の花であるチューリップや特産の入善ジャンボ西瓜は国内外で数多く販売されています。

入善町はこれら世界に誇れる特色ある地域資源を有機的、総合的に結びつけることにより、町全体を「扇状地文化むら」と位置づけ、文化のまちづくりを活発に進めています。

(3)朝日町の概要

朝日町は富山県の東端部に位置し、東・南部には、白馬岳(2,932m)、朝日岳(2,418m)などを主峰とする北アルプス連峰がそびえ、これらに源を発する小川、笹川、境川などの各河川が日本海に注いでいます。北部の宮崎・境海岸は東西約4kmの砂利浜で、「日本の渚・百選」に選定された美しいエメラルドグリーン
の自然海岸で、ヒスイの原石が海岸に打ち上げられることから「ヒスイ海岸」と呼ばれています。日本の海岸でヒスイの原石が拾えるのは、このヒスイ海岸と東の糸魚川につながるごく限られた地域であり、浜辺はいつもヒスイの原石をもとめる人たちで賑わっています。



また、朝日町はビーチボールの発祥の地でもあります。バドミントンコートを使用し、4人1チームで行うビーチボールは「いつでも・どこでも・誰でも」楽しめるスポーツとして昭和54年に誕生しました。今では、全国各地に愛好者が増え、毎年7月には60歳以上の方が参加する「翡翠カップビーチボール全国大会」、9月には「全国ビーチボール競技大会」が行われ、全国各地から大勢の選手が朝日町に集結します。

このように、海・山・川に恵まれた朝日町は、海拔0メートルから3,000メートルまで、227.41km²の面積を有し、その約60%が「中部山岳国立公園」と「朝日県立自然公園」に指定されている風光明媚な町です。



位置図

人口・世帯数・面積の状況

	黒部市	入善町	朝日町
人口	42,215	26,634	13,683
老齢人口(65歳以上)	11,293	7,748	4,882
人口に占める割合	27%	29%	36%
年少人口(中学生以下)	5,497	3,115	1,392
人口に占める割合	13%	12%	10%
世帯数	14,743	8,656	5,003
面積(km ²)	427.96	71.29	227.41

H24.4.1 現在

2 消防に関する状況

(1) 消防本部、消防署の設置状況

黒部市

1 消防本部、2 消防署

入善町

1 消防本部、1 消防署

朝日町

1 消防本部、1 消防署

本部、署の名称	所在地
黒部市消防本部	黒部市新天72番地
黒部市黒部消防署	黒部市新天72番地
黒部市宇奈月消防署	黒部市宇奈月温泉322番地の3
入善町消防本部	入善町入膳3520番地1
入善町消防署	入善町入膳3520番地1
朝日町消防本部	朝日町東草野1608番地
朝日町消防署	朝日町東草野1608番地

(2) 消防本部、消防署配置図



(3) 消防職員の状況 (H24. 4.1 現在)

ア 職員数及び階級別吏員数

項目 市町名	消防職員(人)						階級別吏員実員(人)						
	定員	実員	消防吏員		事務職員		消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士
			男	女	男	女							
黒部市	62	61	61	0	0	0	1	2	19	13	9	3	14
入善町	26	26	25	0	1	0	0	1	3	4	3	0	14
朝日町	24	24	24	0	0	0	0	1	7	4	2	0	10
合計	112	111	110	0	1	0	1	4	29	21	14	3	38

イ 所属別職員配置数（実員）

黒 部 市		入 善 町	朝 日 町
■黒部市消防本部 ・消防長 1人 ・次 長 2人(兼黒部消防署長、兼宇奈月消防署長) ・総務課 5人(兼黒部消防署総務課4人、 広域化協議会派遣1人) ・通信救急課 3人(兼黒部消防署通信救急課3人) ・警防課 4人(兼黒部消防署警防課4人) ・予防課 3人(兼黒部消防署予防課3人)		■入善町消防本部 ・消防長 1人(町長) ・次長 1人(兼署長) ・総務課長 1人 ・庶務係 2人(兼消防署 2人) ・予防第1係 1人(兼消防署1人) ・予防第2係 1人(兼消防署1人) ・危険物第1係 1人(兼消防署1人) ・危険物第2係 1人(兼消防署1人) ・警防係 2人(兼消防署2人) ・救急救助係 2人(兼消防署2人)	■朝日町消防本部 ・消防長 1人(町長) ・次 長 1人 ・消防司令 1人(兼署長) ・本部付 1人 (広域化協議会派遣1人) ・総務係 1人(兼消防署1人) ・予防係 2人(兼消防署2人) ・警防係 3人(兼消防署3人) ・救急救助係 1人(兼消防署1人) ・指導係 2人(兼消防署2人)
黒部消防署 署長 1 総務課(9人) 課長 1人 主幹兼課長補佐 1人 主幹兼課長補佐・管理係長 1人 庶務係長 1人 庶務係 2人 管理係 2人 富山県派遣(消防学校補助教官) 1人 通信救急課(8人) 課長 1人 主幹兼課長補佐・通信情報係長 1人 課長補佐兼通信救急係長 1人 通信情報係 2人 通信救急係 3人 予防課(11人) 課長 1人 主幹兼危険物係長 1人 課長補佐兼予防係長 1人 予防係 4人 危険物係 4人 警防課(10人) 課長 1人 主幹兼課長補佐 1人 課長補佐兼警防係長 1人 課長補佐兼指導係長 1人 警防係 3人 指導係 3人	宇奈月消防署 署長 1人 主幹・署長補佐 1人 主幹・署長補佐・庶務係長 1人 主幹・署長補佐・警防係長 1人 署長補佐・予防係長 1人 署長補佐・救急救助係長 1人 庶務係 3人 警防係 4人 予防係 4人 救急救助係 3人		

ウ 年齢別職員数（消防吏員）

項目 市町名	年齢別実員数(人)								合計	平均 年齢
	25才 以下	26～ 30才	31～ 35才	36～ 40才	41～ 45才	46～ 50才	51～ 55才	56才 以上		
黒部市	8	7	9	9	6	8	5	9	61	39.8歳
入善町	8	6	1	3	3	1	2	1	25	33.5歳
朝日町	5	3	4	3	1	4	4	0	24	37.0歳
合 計	21	16	14	15	10	13	11	10	110	37.7歳

エ 勤続年数別職員数（消防吏員）

項目 市町名	勤続年数別実員数(人)								合計	平均 勤続 年数
	5年 以下	6～ 10年	11～ 15年	16～ 20年	21～ 25年	26～ 30年	31～ 35年	36年 以上		
黒部市	9	8	6	10	6	5	8	9	61	20.2年
入善町	11	2	2	2	4	0	2	2	25	13.3年
朝日町	9	1	0	4	2	4	4	0	24	16.1年
合 計	29	11	8	16	12	9	14	11	110	17.7年

(4) 消防車両の状況

(単位:台)

消防署	消防ポンプ車 (水槽付ポンプ車)	はしご車	化学消防 ポンプ車	救助工作車	救急車	指令車等	予備車
黒部消防署	3 (2)	1	1	1	2	5	
宇奈月消防署	2 (1)	0	0	1	1	2	救急車1
入善町消防署	2 (2)	0	0	1	2	2	ポンプ車1
朝日町消防署	2 (1)	0	0	1	2	3	水槽付 ポンプ車1
合計	9 (6)	1	1	4	7	12	3

(5) 消防活動の状況

ア 火災の状況

火災の発生状況は平成22年から増加傾向にあります。

【過去5年間の火災発生件数】

(単位:件)

市町名	年	H19	H20	H21	H22	H23
黒部市		7	5	4	6	7
入善町		3	2	2	4	4
朝日町		4	3	2	1	4
合計		14	10	8	11	15

イ 救急の状況

救急の発生状況は平成22年から増加傾向にあります。

【過去5年間の救急の状況】

(単位:件、人)

市町名	年	H19	H20	H21	H22	H23
黒部市	出場件数	1,180	1,171	1,159	1,242	1,337
	搬送人数	1,157	1,125	1,102	1,179	1,283
入善町	出場件数	756	796	670	724	840
	搬送人数	725	756	645	686	797
朝日町	出場件数	462	428	401	490	431
	搬送人数	456	415	377	477	414
合計	出場件数	2,398	2,395	2,230	2,456	2,608
	搬送人数	2,338	2,296	2,124	2,342	2,494

ウ 救助の状況

救助発生件数は平成20年以降、40件前後で推移しています。

【過去5年間の救助の状況】

(単位:件)

年 市町名	H19	H20	H21	H22	H23
黒部市	33	29	22	20	28
入善町	9	8	11	13	7
朝日町	7	5	6	10	8
合計	49	42	39	43	43

(6) 防火対象物、危険物施設等の状況

1市2町内の防火対象物数は2,274、危険物製造所等の設置許可数は621となっています。

【防火対象物数】

	黒部市	入善町	朝日町
劇場・映画	4		1
公会堂・集会場	22	66	29
遊技場・ダンスホール	3	1	2
個室型店舗(カラオケボックス等)	1		
料理店	1	5	2
飲食店	41	12	11
百貨店・マーケット	80	35	23
旅館・ホテル	28	7	14
共同住宅	229	71	21
病院	34	4	15
社会福祉施設(入所施設)	10	6	4
社会福祉施設(通所施設)	24	26	10
幼稚園	4	1	
学校	32	11	7
図書館	3	3	3
一般の公衆浴場	1	1	
駅舎	5	1	1
神社・寺院	28	21	36
工場・作業場	375	107	60
自動車車庫	30	4	7
倉庫	188	63	26
事務所	153	58	54
特定用途の存ずる複合施設	56	23	21
上記以外の複合用途施設	31	9	9
合計	1,383	535	356
	2,274		

平成24年4月1日現在

【危険物製造所等の設置許可数】

	黒部市	入善町	朝日町
製造所	2		
屋内貯蔵所	62	12	2
屋外貯蔵所	17	1	2
屋外タンク貯蔵所	50	9	6
屋内タンク貯蔵所	24	5	2
地下タンク貯蔵所	109	37	17
簡易タンク貯蔵所		2	
移動タンク貯蔵所	46	24	19
給油取扱所	20	12	7
自家給油取扱所	16	6	7
一般取扱所	77	15	12
第1種販売取扱所			1
合計	423	123	75
	621		

平成24年4月1日現在

(7) 財政運営状況

【黒部市の消防費決算額の推移】

(千円)

項目 年度	一般会計 決算額	消防費決算額			消防費の割合 (%)	市民一人当たり 常備消防費 (円)
		常備	非常備	合計		
H18	18,694,382	529,818	64,004	593,822	3.18%	12,508
H19	20,659,793	537,077	67,018	604,095	2.92%	12,680
H20	20,098,613	554,759	66,919	621,678	3.09%	13,097
H21	21,497,627	513,972	67,584	581,556	2.71%	12,134
H22	20,336,339	730,462	87,961	818,423	4.02%	17,245

※平成22年度決算額には、消防庁舎建設事業にかかる184,673千円を含む。

【入善町の消防費決算額の推移】

(千円)

項目 年度	一般会計 決算額	消防費決算額			消防費の割合 (%)	町民一人当たり 常備消防費 (円)
		常備	非常備	合計		
H18	10,152,985	241,391	69,696	311,087	3.06%	8,965
H19	10,557,360	267,224	43,495	310,719	2.94%	9,924
H20	12,040,329	217,618	52,377	269,995	2.24%	8,082
H21	10,801,547	236,432	36,537	272,969	2.53%	8,781
H22	10,743,070	389,517	51,186	440,703	4.10%	14,466

※平成22年度決算額には、消防庁舎建設積立金200,000千円を含む。

【朝日町の消防費決算額の推移】

(千円)

項目 年度	一般会計 決算額	消防費決算額			消防費の割合 (%)	町民一人当たり 常備消防費 (円)
		常備	非常備	合計		
H18	6,289,875	193,718	32,995	226,713	3.60%	12,695
H19	6,388,519	190,255	34,102	224,357	3.51%	12,643
H20	7,111,050	185,283	43,061	228,344	3.21%	12,526
H21	7,869,657	178,155	31,871	210,026	2.67%	12,243
H22	7,638,918	194,929	28,624	223,553	2.93%	13,580

【基準財政需要額における消防費の推移】

(千円)

市町 年度	黒部市	入善町	朝日町
H18	543,080	375,516	236,083
H19	537,947	371,973	233,846
H20	597,162	375,812	236,846
H21	632,269	396,462	249,832
H22	663,742	419,509	265,449

3 消防に関する課題

(1) 高機能消防指令システムの整備

通信指令業務は、災害等の通報を受け、適切な現状把握と出動指令を行う消防・救急活動の要の業務です。近年は固定電話以外の携帯やIP電話など、多様なキャリアからの119番通報に対応する必要があり、また、救急要請を中心に119番通報が増加傾向にある中、今まで以上に的確かつ迅速な通信指令業務が求められています。

これらに対応するため、「高機能消防指令システム」の導入による通信指令施設の高度化が全国的に進んでおり、黒部市においても平成24年11月竣工予定の新消防庁舎の建設と併せて整備が進められています。

一方、入善町及び朝日町消防本部では、従来からの通話により発信地を確認し特定している現状があります。

これらのことから、1市2町の消防力の強化には、域内全域において高機能消防指令システムを活用した通信指令業務の運用が求められています。

また、通信指令員は各消防本部とも1名から3名の兼務体制となっており、災害発生時には十分な通信指令体制を確保できない現状があり、通信指令員の専任化も求められています。

(2) 消防救急無線のデジタル化への対応

電波法関係審査基準及び総務省告示により、消防救急無線は現在のアナログ波からデジタル波へ平成28年5月末までに移行する必要があります。

富山県では、消防救急無線デジタル化協議会を設置し、県域全体でのデジタル化を進めることとしていますが、莫大な経費が見込まれており、より効果的な通信施設の配置を考慮するなど、整備の効率化と経費の抑制が求められています。

(3) 組織管理状況

消防職員数が慢性的に不足傾向にあることや職務経験不足、年齢構成の不均衡等により、適材適所への人員配置を行うことができず、消防職員の職務意欲及び士気に影響がみられます。

また、消防職員の初任教育等の消防学校はもちろん、消防大学校や救急救命士研修所などへの派遣研修により、より高度な知識の習得とスキルの向上が求められています。交代要員を確保できないなどの理由により、研修機会が十分に確保できていない状況となっています。

(4) 社会環境の変化への対応

今後、高齢化社会の到来と人口減少が進むと予想される中、「災害及び事故等の多様化・大規模化」、「建築物の高層化・複雑化」、「救急件数の増加」、「住民ニーズの多様化」など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責任が求められています。しかしながら、小規模な消防本部では柔軟な出動体制や保有車両の運用、専門要員の確保等に限界があるのが現状です。

(5) 財政状況

近年の自治体を取り巻く財政状況は厳しさを増し、消防関係予算の確保も困難な状況にあります。小規模な消防本部ではこの傾向が特に強く、十分な消防サービスの提供に十分な予算を確保できない状況です。

4 消防の広域・連携等の必要性

これからの消防は、社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守っていく必要があります。しかし、近年の公務員削減の流れの中で自治体を取り巻く財政状況は厳しさを増す一方であり、小規模な消防本部においては消防車や救急車の余力ある出動体制を構築できず、限界ぎりぎりの運用を強いられています。さらに、機能向上を目的とした設備等の更新や保有する車両の適切な維持、専門知識を身につけた消防職員の育成など、求められる住民ニーズへの対応がますます困難になっていくことが懸念されています。

一方、黒部市、入善町、朝日町の1市2町はその市町域の大半が黒部川扇状地にあるなど、以下に示すように1つのエリアととらえることができます。

- 地理的条件や地域の歴史、生活文化圏等のつながりが強く、一体的な住民サービスの向上が期待できるエリアである。
- 生命の安全確保の根幹をなす救急業務においては、医療機関との密接な連携の維持・確保が重要である。1市2町は新川医療圏を構成しており、医療機関との連携が確立している。
- 昭和47年から平成17年まで、2市3町（旧黒部市、魚津市、入善町、朝日町、旧宇奈月町）による新川広域圏事務組合消防センターとしての実績がある。

これらのことから、厳しい財政状況の下で地域の消防力を強化し、住民サービスの一層の向上を図るためには、1市2町エリアを一つの圏域とした消防の広域化によりスケールメリットを活かした消防体制の充実と消防基盤の整備を進め、消防力の強化を実現することが必要不可欠となっています。

第2章 消防広域化の効果

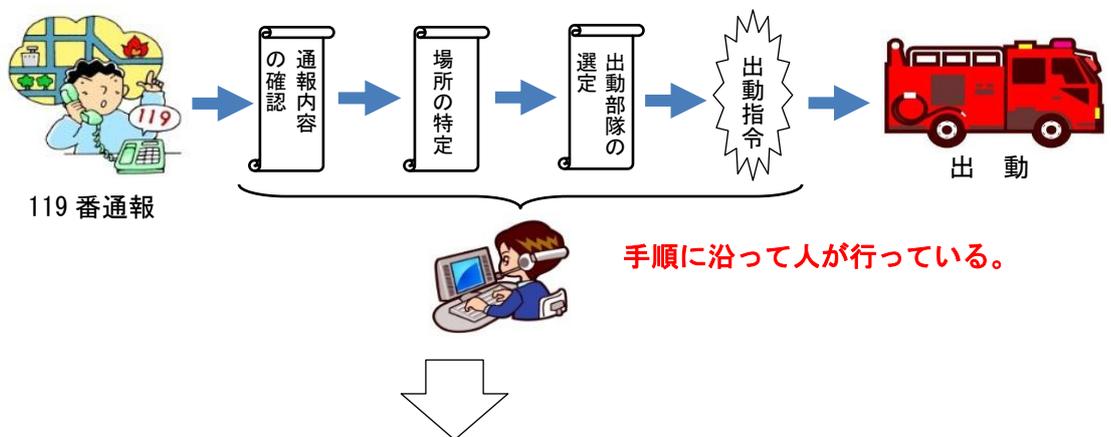
1 住民サービスの向上

(1) 初動体制の強化

ア 現在、1市2町がもつ4消防署は黒部川扇状地を包含するように配置されています。災害時には複数の消防署からの出動が可能であるため、初動体制の強化や第2次出動、二次的災害に備えた増援体制の確保が容易で、現場活動の質の向上ときめ細かい消防活動を実施することができます。

イ 黒部市が平成24年度に導入する高機能消防指令システムは概ね人口10万人までをカバーする能力があることから、入善町及び朝日町エリアも一体運用することが可能です。1市2町全域でこの高機能消防指令システムを活用することで、119番通報受信から現場到着までの時間短縮及び災害に対する的確な部隊出動が可能になり、被害の軽減や救命率の向上等が図られるなど、住民の「安全」で「安心」な暮らしの向上が期待できます。

【従来の通信の場合】



【高機能消防指令システムの場合】



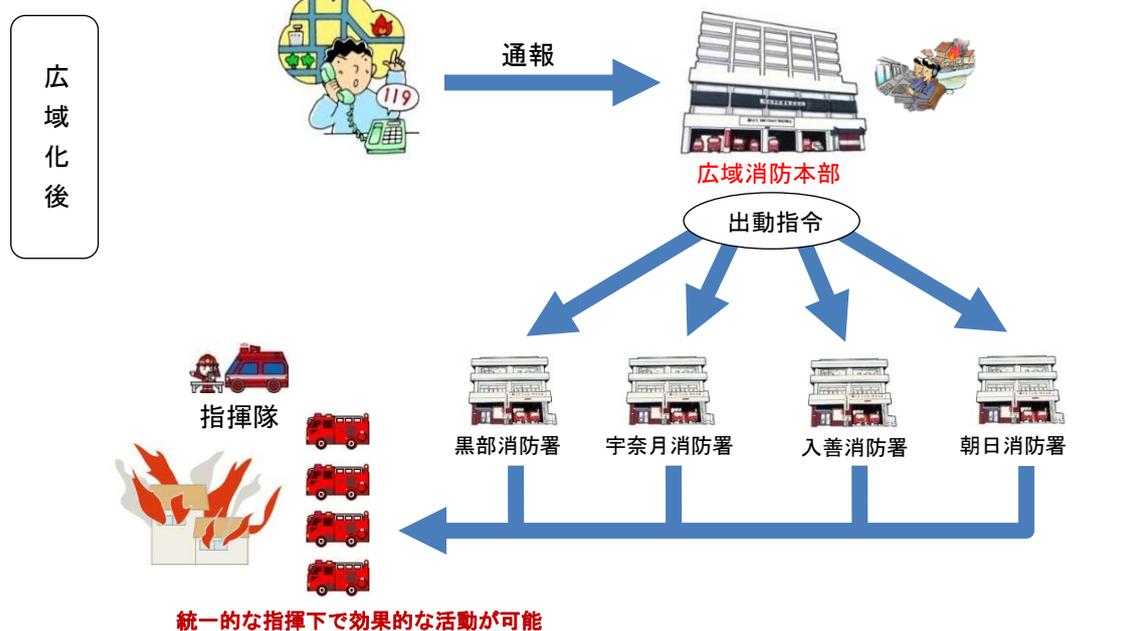
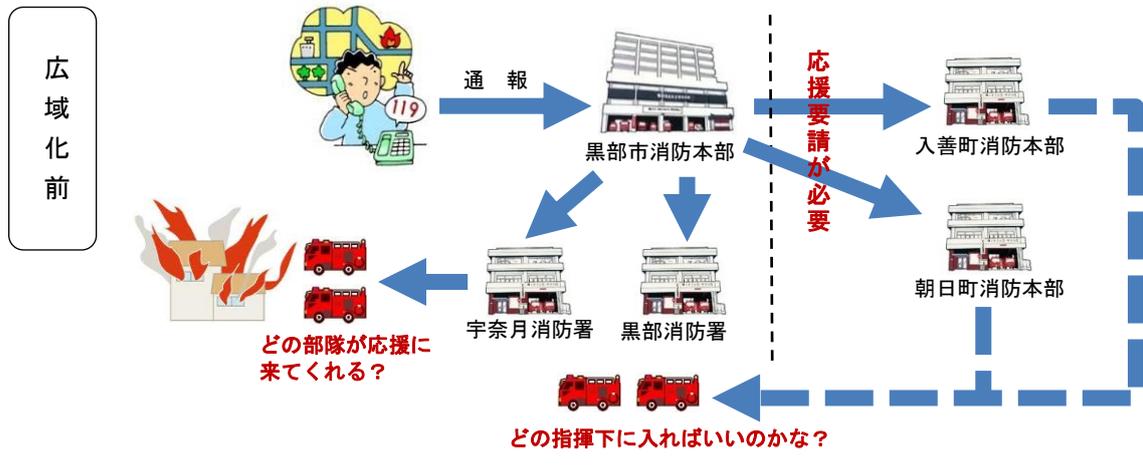
通報受信から出動指令までが自動化になり、時間短縮が可能になる！

ウ 大規模災害では人員、車両ともに災害現場に大量投入が必要となりますが、小規模な消防本部では投入できる人員、機材に限界があります。また、県内市町村間の消防相互応援協定に基づく部隊増援の仕組みは確立されているものの、各部隊の集結には時間を要するのが現状です。

広域化により、多様化、大規模化する災害への初動対応能力が大幅に増強されることになり、応援部隊到着までの被害の拡大軽減や人命救助の向上が期待されます。

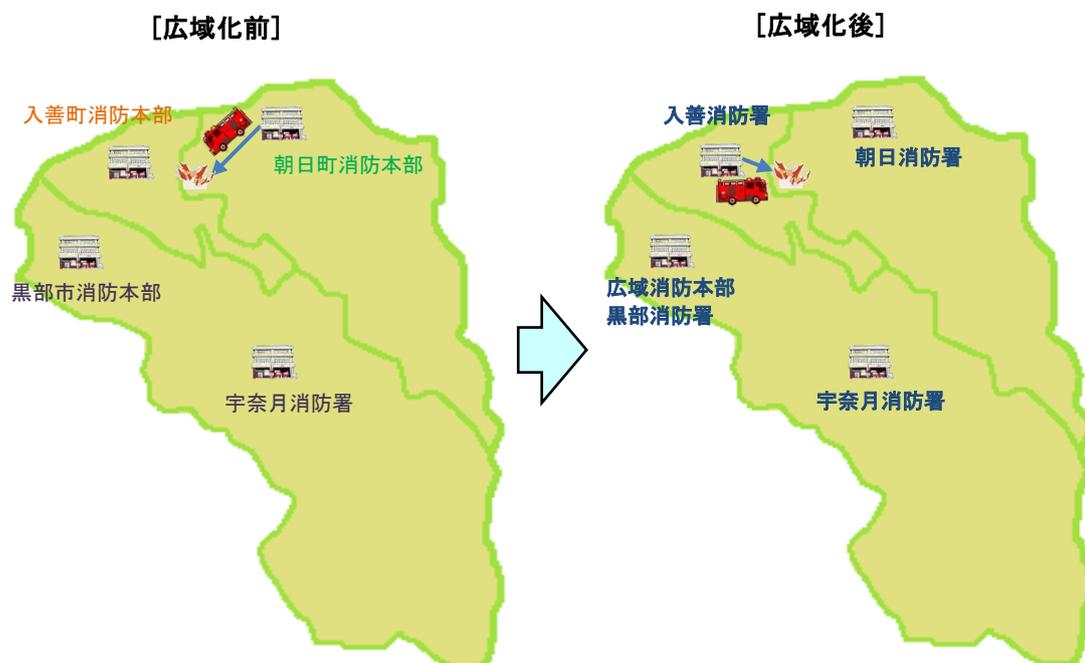
(2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用

1市2町間の応援要請による出動では、各部隊ごとの指揮命令系統が複雑になりがちでしたが、広域化により指揮命令系統の一元化が図られることになり、効果的な部隊運用が可能となります。

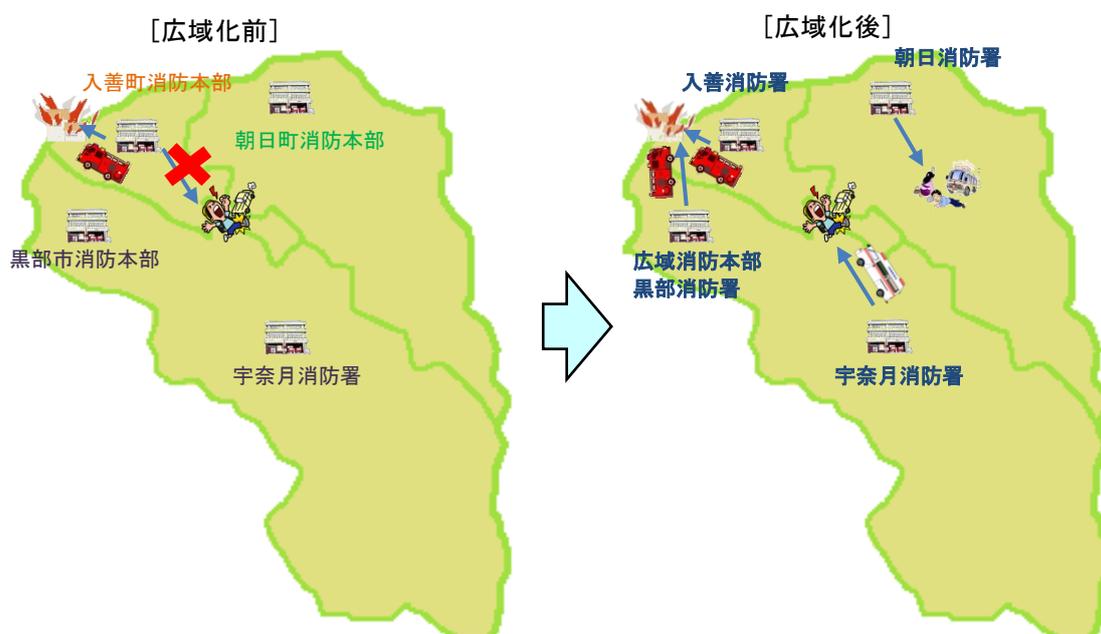


(3) 消防署の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

ア 広域化により消防本部間の所管という制約がなくなり、管轄区域や出動範囲を見直し、適正化を図ることで、現場到着時間の短縮が可能となります。



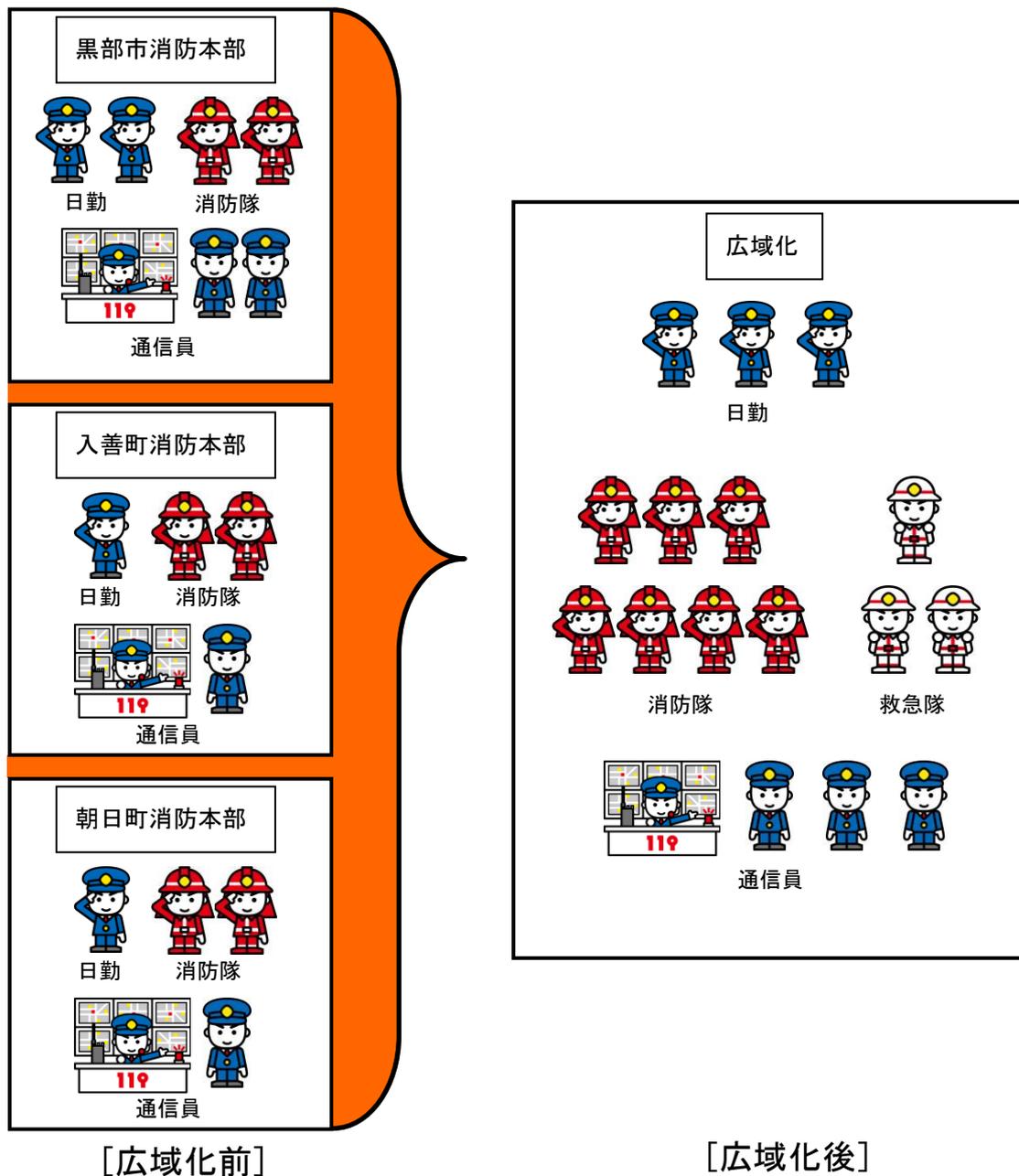
イ 小規模な消防本部においては、同時に災害や救急が発生した場合の対応が困難でしたが、広域化により隣接消防署からの出動が可能となり、住民サービスが大きく向上します。



2 人員配置の効率化と充実

(1) 本部機能統合等人員配置の効率化による現場要員の増強

本部事務職員及び通信指令員の効率配置により、現場活動要員が増強され、迅速かつ適切な災害、救急対応が期待されます。



(2) 予防業務、救急業務の高度化及び専門化

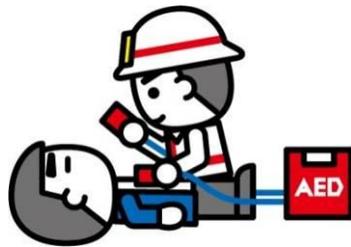
ア 予防査察や火災原因調査等の専任化が可能となることで、火災予防体制の強化と技能の向上が図られます。

イ 救急救命士の効率的な配置により、高度な救急体制の構築及び地域の医療機関との連携が促進されます。

ウ 専門知識が必要な救急救命士、予防技術資格者等の計画的な派遣研修が可能となり、職員の知識、能力、技術向上による質の高い業務の提供が可能となります。



査察違反処理
専門員の育成



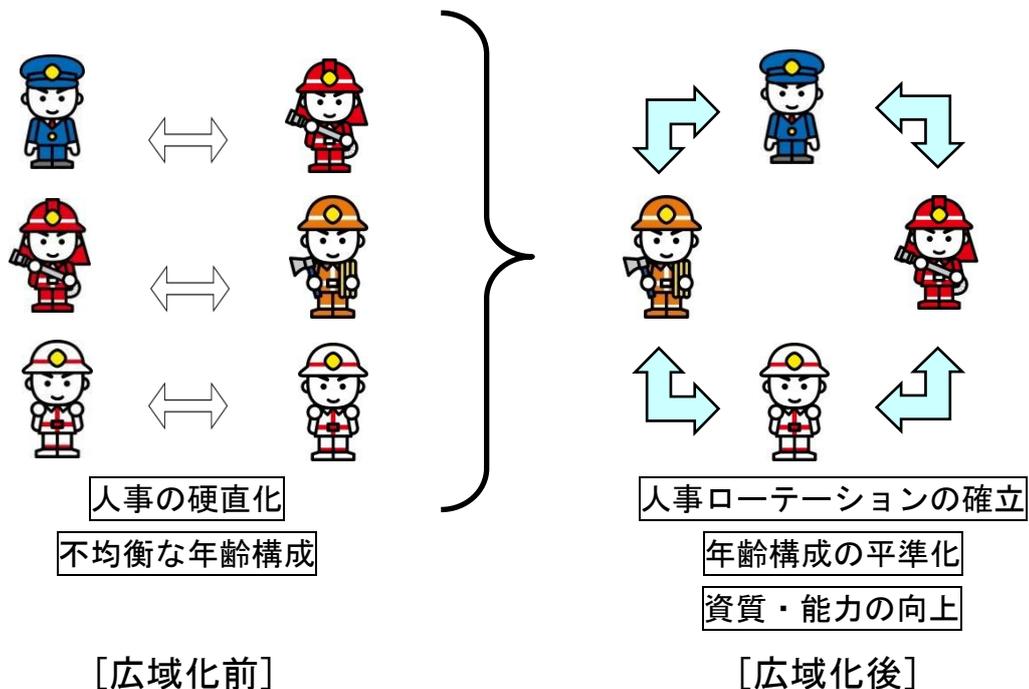
救急救命士の育成



高度な技術を有する隊員の育成

(3) 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

人員規模の拡大に伴い効果的な人事ローテーションが可能となり、職員個々の業務対応能力の拡大と組織の活性化が期待されます。また、各部署に配置される職員年齢の平準化が可能となり、バランスのとれた組織構成が図られます。



3 消防体制の基盤の強化

高機能通信指令システムの構築により、119番入電から災害種別や現場の特定が容易になり、出動指示が迅速に行われ、現場到着まで相当の時間短縮が図られることから、住民サービスが格段に向上します。

さらに、小規模消防本部では車両、資機材の整備や職員数の確保に限界がりましたが、広域化により財政規模が拡大し、消防資機材や人員配置に関して計画的かつ効率的な整備が可能となり、消防体制の基盤が大幅に強化されます。

4 財政上の効果

各本部に施設、設備等を整備する重複投資を回避することにより、各市町の財政負担を軽減することが可能となります。

特に、平成28年5月までに整備しなければならない消防救急無線のデジタル化では、広域化によるスケールメリットを活かし、効果的に中継局を配置することで中継局数を削減することが可能となり、大きな経費削減効果が期待できます。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 基本的事項

(1) 広域化の方式

広域化の方式は、1市2町の常備消防にかかる業務を共同で行うことを目的とした「**一部事務組合**」方式とします。

(2) 広域化開始のスケジュール

広域化の開始は「平成25年(2013年)3月末」とし、住民の安全・安心のさらなる強化を図り、広域化のメリットを早期に発現させ、計画的かつ効率的な事業推進を目指します。

(3) 消防本部

① 名称

消防本部の名称は、地域のわかりやすさや歴史、住民からの親しみやすさ等を考慮し、「**新川地域消防本部**」にいかわちいきしょうぼうほんぶとします。

② 位置

消防本部は既存の消防本部の活用を基本とし、現在の3消防本部の機能や規模、通信指令システム等の運用を考慮し、平成24年11月に移転予定の黒部市消防本部の位置「**黒部市植木761番地1**」とします。

名 称	所 在 地
新 川 地 域 消 防 本 部	黒部市植木 761 番地 1

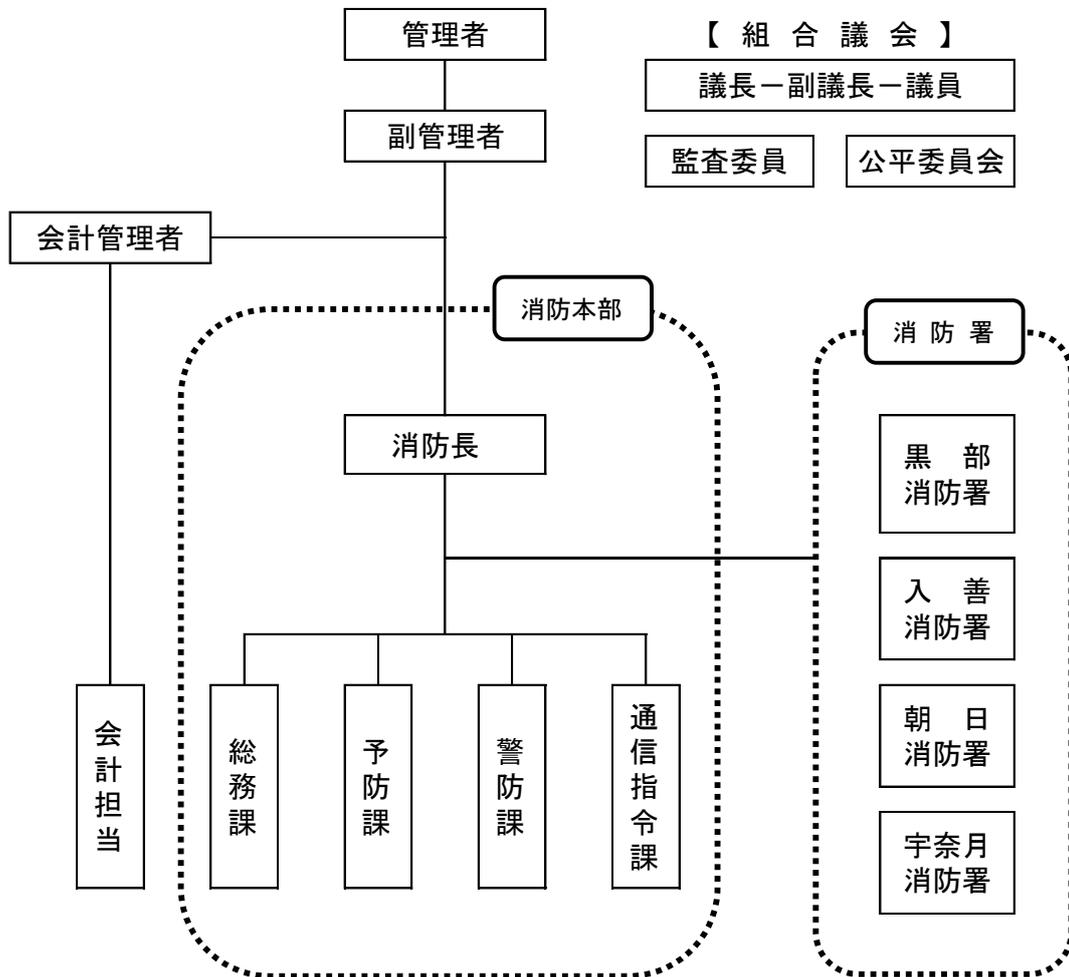
(4) 消防署

消防署の配置は、現行の体制を引き継ぎ「4署」体制とし、その名称及び所在地は以下のとおりとします。

名 称	所 在 地
新川地域消防組合黒部消防署	黒部市植木 761 番地 1
新川地域消防組合宇奈月消防署	黒部市宇奈月温泉 322 番地の 3
新川地域消防組合入善消防署	入善町入膳 3520 番地 1
新川地域消防組合朝日消防署	朝日町東草野 1608 番地

2 組織

(1) 消防組合の組織



(2) 消防本部の機能

通信指令業務の専任化など、広域化によるスケールメリットを生かした本部機能の充実を図ることにより、消防力の強化と住民サービスの向上に努めます。

(3) 部隊運用

部隊運用は消防本部が一括で管理し、災害現場に近いところに位置する車両を出動させる直近主義体制を基本に、現場到着時間の短縮効果を最大限に発揮し、被害の軽減と災害対応力の強化を実現できる部隊運用とします。

(4) 通信指令業務

通信指令業務は、黒部市で整備中の高機能消防指令システムを活用し、より迅速・的確かつ効率的に運用できる体制を構築します。

(5) 消防署の管轄区域

各消防署の管轄区域は現行のまま引き継ぎますが、出動体制や出動区域の運用を見直し、現場到着時間の短縮と出動部隊数の増隊を図ることで、初期出動体制の充実と強化に努めます。

なお、広域化後の消防署の整備にあたっては、実情にあわせて管轄区域の見直しを検討し、広域化の効果を高めます。

(6) 消防本部及び消防署職員の勤務形態

ア 消防本部及び消防署職員の勤務体制は、日勤または2交代制(隔日勤務)とします。

イ 日勤者の勤務時間は、1日あたり7時間45分とします。

隔日勤務者の勤務時間は、1当務あたり15時間30分とし、勤務サイクルを統一します。

3 人事、処遇

(1) 定員配置

消防組合の職員定数は、現在の1市2町の職員定数に広域化に伴う必要人員数を勘案し、**117人**とします。

職員配置は、消防本部及び各消防署に求められる機能を考慮し、適正な配置に努めます。

(2) 採用計画

広域化による本部機能の強化や消防署の体制充実が求められることから、今後の退職者等の欠員補充を総合的に考慮したうえで、消防組合としての採用計画を策定します。

計画の策定にあたっては、再任用制度や定年延長制度の導入を研究するとともに、年齢構成の均一化に配慮します。

(3) 身分

現在の職員の身分の取り扱いは、新たに一部事務組合として組織化することから、1市2町を退職し、「**消防組合職員として身分を統一する。**」こととします。

(4) 給与(諸手当含む)

給料表は、昭和26年3月16日付国消警発58号国家消防長管理局長通知において、「消防職員については国の公安職給料表に準じた給料表を適用することが望ましい」とされていること及び黒部市と入善町が公安職給料表を採用している経緯から、消防組合の給料表は「**7級制(公安職給料表(一)準拠)に統一し、格付ける。**」なお、各職員の現給は保障し、格差の是正については、広域化後、計画的に調整することとします。

諸手当については、1市2町の現状を考慮しつつ、広域化までに合理的な手当制度を構築します。

(5) 福利厚生

共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度は、現行制度の引継を基本に、関係法規に基づいて適切に実施します。

職員の互助制度については、消防組合として新たに設置します。

(6) 教育、訓練及び研修

職務の高度化と専門化に対応し、また職員の士気高揚に努める観点から、以下により研修、教育を実施し、人材の育成を図ります。

- ・消防大学校や富山県消防学校等の研修へ計画的かつ積極的に派遣し、職員の資質及び職務能力の向上を図ります。
- ・救急救命士をはじめとし、職務遂行上必要な各種資格の取得を推進します。

(7) 貸与物品

被服等の貸与物品については、新たに消防吏員服制規則を整備し、年次的かつ計画的に統一を図ります。

4 施設等整備

(1) 消防署の整備

現在整備中の黒部消防署を除く入善町消防署、朝日町消防署及び宇奈月消防署は、いずれも執務環境が狭小で効率的な業務に支障をきたしているほか、車庫も消防車両の大型化や増車により過密な状況で、迅速な出動や日常点検、適切な資材管理の障害となっています。さらに、市町防災機関や消防団等との連携スペースも無く、地域の防災拠点としての機能は十分とは言えません。

このことから、市町の総合計画では消防署の整備が位置づけられており、広域後、その整備計画を踏まえつつ地域性に応じた車両の配備を進め、新川地域の消防力の強化を図ります。

現在の消防署の施設概況

消防署名	入善町消防署	朝日町消防署	宇奈月消防署	新・黒部消防署
建築年	昭和48年	昭和53年	昭和49年	平成24年
構造	RC造	RC造	RC造	S造
階数	2階建	3階建	地下1・地上3階建	2階建
敷地面積	1,025㎡	1,215㎡	372㎡	7,598㎡
建築面積/延床面積	592㎡/800㎡	477㎡/1,028㎡	277㎡/759㎡	1,780㎡/2,438㎡
常設グラウンド	無し	無し	無し	有(1面)
常設訓練施設	無し	無し	無し	有(3塔、619㎡)
車庫	306㎡	180㎡	202㎡	511㎡

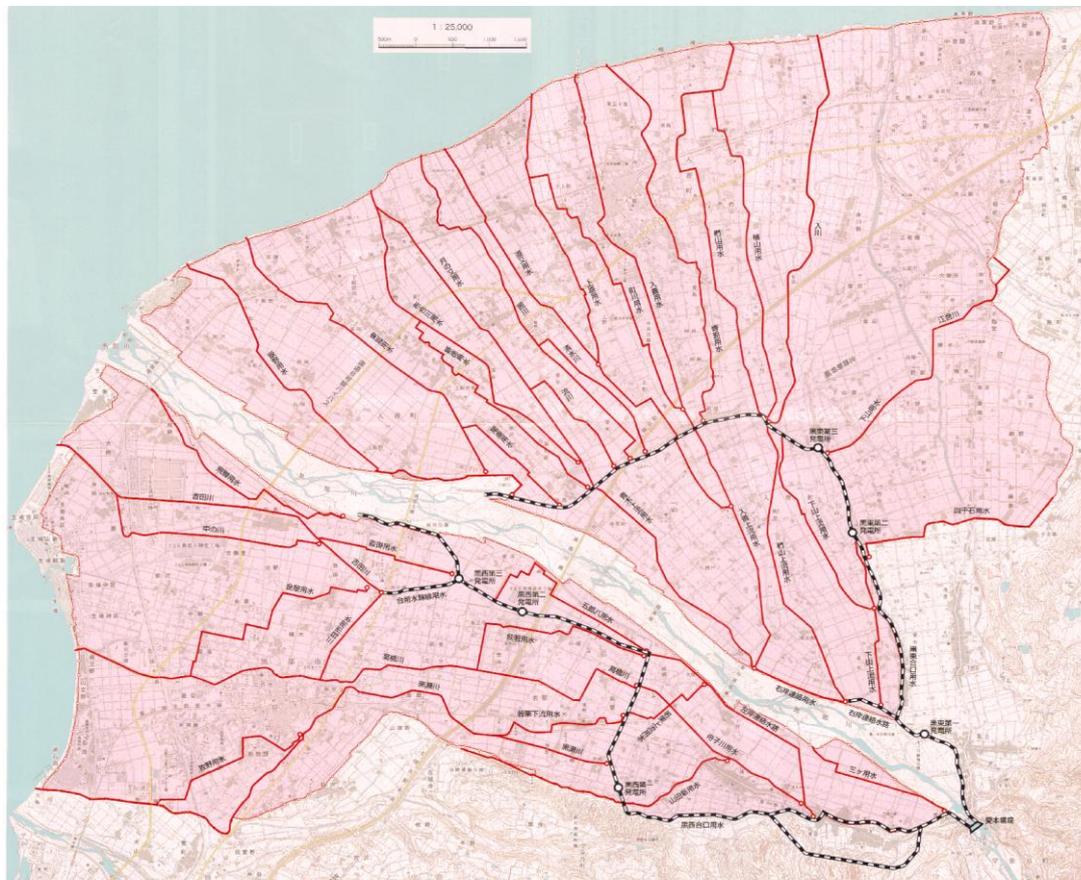
※新・黒部消防署は、平成24年11月竣工予定(数値は計画面積)

ア 入善消防署及び朝日消防署の整備

黒部川右岸の入善町、朝日町は上水道が未整備で消防水利基準に適合した消火栓設備の整備が進んでおらず、消火活動時には河川水や地域に張り巡らされた黒東用水などの農業用水を活用せざるをえません。しかしながら、消防水利としての農業用水は、その大半を黒部川から取水しているため、上流のダムに堆積した土砂を排砂する連携排砂の時期や基幹用水設備の点検期には長期にわたって断水となります。また、コメの作付け期間以外は、減水されるのが現状で、消防水利として安定しているとは言えません。

このため、消防水利を確保するために防火水槽や消火栓の整備が必要となりますが、用地確保やコストの問題から整備は進まず、2町の消防水利の充足状況は30%に満たない状況です。また、各署では水槽付ポンプ車等に水を貯めて備えています。1市2町の全車両を合わせても14トン弱の貯水能力しかありません。火災時には一般木造住宅で40トンの水が必要といわれていることから、この地域の住民にとっては大きな不安となっています。

黒東合口用水及び黒西合口用水系統図



黒東合口用水及び黒西合口用水水系取水量

単位: m³/s

		かんがい期				非かんがい期			
		4/11～ 5/15	5/16～ 7/25	7/26～ 8/15	8/16～ 9/15	9/16～ 12/31	1/1～ 2/28	3/1～ 3/31	4/1～ 4/10
黒東	入善町管内	38.15	28.08	26.93	24.12	15.29	8.91	12.87	15.29
	朝日町管内	13.69	11.37	10.91	9.77	7.92	4.70	5.43	7.92
黒西	黒部市管内	23.56	17.90	17.17	15.42	10.04	6.13	8.24	10.04
合口用水合計		75.40	57.35	55.00	49.31	33.25	19.73	26.54	33.25
減水率(最大水量比)		100.0%	76.1%	73.0%	65.4%	44.1%	26.2%	35.2%	44.1%

※国土交通省と各土地改良区との「黒部川水系利用用水量(農業用水)契約」をもとに算出

消防施設整備計画上の消防水利の充足状況

	基準数							消防水利 充足率 (全水利)	消防水利 充足率 (消火栓及び 防火水槽)
		消火栓	防火 水槽	井戸	河川	プール	池		
黒部消防署	646	382	131	0	24	4	1	83.9%	79.4%
宇奈月消防署	130	45	61	0	0	0	0	81.5%	81.5%
入善町消防署	632	17	55	19	0	0	0	14.4%	11.4%
朝日町消防署	402	0	63	50	0	0	0	28.1%	15.7%

1市2町の水道施設整備状況

	上水道普及率	簡易水道普及率	その他(井戸等)
黒部市	75.20%	19.20%	5.60%
入善町	0%	27.58%	72.42%
朝日町	0%	72.20%	27.80%

現有車両を活用した貯水能力

	水槽付ポンプ車		化学消防車	
	台数	貯水量	台数	貯水量
黒部消防署	2	3.4 t	1	2.0 t
宇奈月消防署	1	1.5 t	0	-
入善町消防署	2	4.5 t	0	-
朝日町消防署	1	2.5 t	0	-
4消防署計	6	11.9 t	1	2.0 t
	7台		13.9 t	

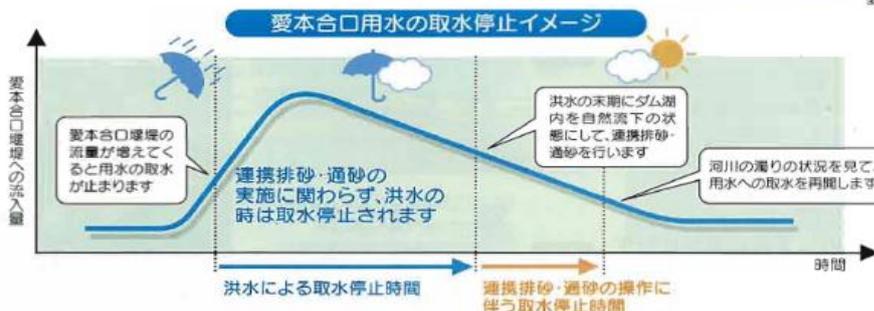
連携排砂実施にかかる合口用水取水停止の案内（パンフレットより抜粋）

愛本合口用水の取水停止

洪水時には、用水への土砂等の流入を防止するため、黒部川愛本合口用水などの取水が停止されます。

連携排砂と連携通砂は、洪水時に実施しますので、同様に取水が停止されます。

なお、用水の取水停止時間は、洪水の規模、状況、地区等によって異なります。



※黒東及び黒西合口用水は、愛本合口用水から分岐している。

このように、入善町及び朝日町では年間を通じて安定した消防水利の確保が喫緊の課題となっています。また、広域化により初動出動時の増車が実現しますが、水利が不安定な状況では、その効果を十分に発現することが困難です。この対応として、自力移動が可能で高い貯水能力を持つ小型動力ポンプ付水槽車の配備が求められています。

この小型動力ポンプ付水槽車は、断水時ばかりでなく平時から地域全体の火災対応に有効な車両となります。たとえば、地域内には山林、

林野や高速道路など水利のない箇所を多く抱えており、これらの場所で火災が発生した場合には、今まで以上に迅速な初動対応が可能となります。さらに、地震などの災害により社会インフラが破壊されたときなどの給水車両として活用することも可能であり、大規模化、多様化する災害への対応が期待できます。

以上のことから、新川地域の消防水利の安定確保を図るため、入善消防署及び朝日消防署に小型動力ポンプ付水槽車を各1台配備します。小型動力ポンプ付き水槽車は10トンの貯水能力があり、既存の現有車両をあわせて

高速道路出動区間の状況

	出動区間	区間距離	トンネル
上り	朝日IC→魚津IC	18.3km	無し
下り	黒部IC→親不知IC	26.0km	11.5km/7か所



小型動力ポンプ付水槽車(10t)

35 トン程度の水を確保できることから、断水期の火災においても初動時の水利確保が容易になり、この地域の消防力の飛躍的な向上が期待されます。

なお、現在の入善町消防署と朝日町消防署では新たに水槽車を格納するスペースはありません。また周辺に増築するための敷地を確保することも困難なことから、幹線道路及び大型施設等の整備状況や各署間の連携を考慮し、別敷地への移転新築による整備とします。



入善町消防署配置略図



朝日町消防署配置略図

イ 宇奈月消防署の整備

宇奈月消防署管内には、富山県最大の温泉地で黒部峡谷観光の起点でもある宇奈月温泉があります。平成 26 年には北陸新幹線の開業を控え、新駅が地元を設置されることから今まで以上に来訪者の増加が予想され、新川地域へ人々を呼び込む交流拠点の核の一つとなっています。

宇奈月温泉街の状況



この宇奈月温泉街は、山あいの狭い区域に大型の旅館やホテル、従業員寮が密集しています。以前から中高層階での火災が懸念されており、その火災が延焼することで大規模災害につながる恐れがあります。このため、中高層建物火災に対応できるはしご車の整備が求められていましたが、小規模自治体で特殊車両を整備することは財政的にも人員的にも困難であり、整備が進みませんでした。

一方、現在の新川地域消防組合管内では黒部消防署にはしご車が配備されていますが、入善町及び朝日町を含む管内の中高層建物の棟数や密集具合、建物の利用状況等を考慮した場合、宇奈月消防署へはしご車を配備することが合理的かつ有効といえます。また、広域面においても扇状地形を活かした管内各地への出動の面から適しています。

このことから、現在、黒部消防署に配置されているはしご車を宇奈月消防署へ配置換えすることとし、特殊車両であるはしご車の適正配置による中高層火災対応力の強化につなげます。

なお、現在の宇奈月消防署には新たにはしご車を格納できるスペースはありません。がけ地の狭隘地に立地しており、増築のための敷地拡張もできないことから、各署間の連携効率を考慮し、現在地とは別の場所で新築することとします。



宇奈月消防署配置略図

ウ 消防署の整備による消防力の強化

管内の消防署は、合併前の宇奈月町を含む行政単位ごとに整備され、いずれも地域に密着し、地域の防災活動の拠点施設として地域住民の安心で安全な生活のよりどころとなっています。

消防広域化にあたってはこの位置づけは変わらず、これまで述べてきた3消防署の整備においては、近代消防としての基本的な機能を確保し、高度な消防業務を迅速かつ効果的に実施できる環境を整備することに加え、市町の防災担当部局との連携機能や消防団及び地域の自主防災組織の訓練・研修施設を設けるなど、地域の防災拠点施設としての機能を強化します。

さらに、新川地域の消防力として従来から弱いとされていた部分を、広域化を契機とした新たな車両の整備、配置換えによりカバーすることが期待できます。

以上のように、3消防署の計画的な整備を進めることにより、消防本部が併設される黒部消防署を含めた4消防署の連携がより効率的、効果的に進むことが期待され、ひいては新川地域全体の消防力強化と住民サービスの向上につなげることをとしています。

(2) 通信指令システム

黒部市で整備中の高機能消防指令システムの発信者現在地表示や車両動態表示などの機能により、119番通報の受信から出動指令までが迅速かつ的確に行うことが可能となり、災害時における初動体制の強化と指令業務の効率化が期待されます。

広域化にあたっては、このシステムを1市2町の区域で活用することとし、広域化までに区域全体のデータ整備を進めるとともに、通信指令業務の専任化による運用の効率化を図ります。

(3) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線のデジタル化への対応については、広域化のメリットを最大限に活かし、基地局・中継局等の通信施設の配置を効率的に行うこととします。

今後の整備計画としては、平成25年に実施設計を行い、その後整備に着手し、アナログ無線の使用が中止される平成28年5月までの運用を目指します。

(4) 消防本部・署間のネットワーク

消防本部や消防署間において、災害時の指令や業務用連絡にかかる専用線が必要となりますが、各市町の公共施設ネットワークやNTT専用回線を活用し、独自のネットワークを新たに構築します。

5 経費

(1) 経費負担割合

消防組合にかかる経費は構成市町が負担することとなりますが、その負担割合を、次のとおりとします。

○各市町の消防にかかる基準財政需要額割を基本とする。

○ただし、消防組合発足から当面の間は、各消防署の職員人件費は各市町が負担し、それ以外の経費（本部職員人件費、通信指令台維持運営費、その他消防業務運営経費）を基準財政需要額割とする。

(2) 財産の取扱

消防組合発足時は、消防業務に使用している構成市町の財産を利用することとなりますが、その財産の取扱いは、原則として次のとおりとします。

○既存の財産（土地、建物、車両及び資機材等）は市町から消防組合へ無償貸与とし、その債務は引き継がない。

また、消防組合発足後に取得する財産の取り扱い、原則として次のとおりとします。

○消防組合発足後に取得する財産のうち、消防本部や通信指令センターなどの本部機能に属する施設及び車両、資機材については組合が整備のうえ取得し、組合の財産とする。この場合の負担割合は、別途協議する。ただし、特別な事情等により市町の財産として扱うことが適当と判断される場合はこの限りでない。

○消防組合発足後に取得する財産のうち、消防署庁舎にかかる土地、建物（建設に伴う設備更新を含む）については、庁舎の存する市町が整備、取得し、消防組合へ無償で貸与する。

6 組合運営

(1) 一部事務組合の運営

消防組合は特別地方公共団体として新たに設置されることから、独立した組織として運営することが基本となります。

しかしながら、職員の大半が消防吏員であり組合運営事務の経験がないことから、消防組合の運営については、当分の間、以下の項目について構成市町からの支援を受けることとし、消防組合設立までに市町と調整を行います。

- ・ 財務や人事など総務系事務を担当する職員の出向または派遣
- ・ 組合議会の運営に関する助言
- ・ 監査事務等の付託
- ・ 入札や契約事務に関する助言
- ・ 建物等の設計、施工管理業務の付託
- ・ 広報等に関する事務

(2) システム関係（財務会計、人事給与等）

一部事務組合の出納や人事管理業務を効率的かつ適切に行う必要があることから、新たに消防組合としての財務会計システム及び人事給与システム等を構築し、広域化と同時に運用を開始します。

第4章 構成市町の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1 防災・国民保護担当との連携

災害又は武力攻撃事態が発生した場合、新川地域消防本部と構成市町は、相互に協力しながら災害の防除や国民保護措置活動を迅速かつ適切に実施することが求められています。このためには、消防本部、消防署と市町の防災担当部局の連携体制を構築することが重要であり、以下の方策について検討し調整を図ります。

- ・消防職員を構成市町の職員として併任し、構成市町の防災会議や災害対策本部へ参画する。
- ・構成市町に災害対策本部等が設置された場合は、消防職員を派遣し、構成市町と一体となった活動を行う。
- ・構成市町の防災・国民保護担当部局と消防本部及び消防署との定期的な連絡会議を開催する。
- ・防災にかかる情報の共有化を図り、防災対策等を連携して行う。
- ・総合的な防災訓練を定期的に行う。
- ・市町の防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流の実施。

	担当部局
黒部市	総務課 総務管理係
入善町	総務課 行財政改革・防災管理係
朝日町	総務課 (防災・国民保護担当)

2 消防団との連携

(1) 構成市町の消防団との連携

新川地域消防組合と構成市町の消防団は、統制のとれた災害現場活動を迅速かつスムーズに行うため、広域化後も引き続き相互の連携・協力体制を構築しておくことが重要です。

そのため、消防本部や消防署と消防団との定期的な連絡会議等を開催するほか、消防団員との連絡体制の強化、合同訓練の実施などを通じ、平時から連携・協力体制の強化に努めます。

消 防 団 の 状 況

平成24年4月1日現在

	団数	分団数	定員	実員	消防団本部				消防分団 団員数
					団長	副団長	女性消防団		
黒部市	1消防団	16分団	488人	456人	1人	2人	13人	部長 1 班長 2 団員10	440人
入善町	1消防団	10分団	375人	362人	1人	2人	6人	団員6	353人
朝日町	1消防団	6分団	273人	265人	1人	2人	6人	団員6	256人

(2) 消防団事務の取り扱い

消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）では、消防団にかかる事務は市町村が行うこととされており、広域化に伴い一部事務組合となる消防組合の所掌事務ではなくなります。しかしながら、消防団との連携を深め、消防団事務を円滑に行うためには、事務に精通し消防団との交流が深い消防署において行うことが望ましいとされています。このため、消防職員を構成市町の職員として併任または構成市町の消防団事務を消防組合が受託することにより、引き続き各消防署において消防団事務を行うこととします。

なお、消防団事務に必要な経費については、構成市町が負担することとし、その会計処理のためのネットワークを確保します。

第5章 消防協力団体及び医療機関との連携に関する事項

1 消防協力団体との連携

火災予防思想の普及啓発及び消防関係法令の周知徹底を目的として、各地域に消防協力団体が組織されており、消防本部や消防署と連携をとりながら活動しています。

消防の広域化に際しても各団体の協力と理解を得ながら、さらに連携を深め、安全安心なまちづくりを推進していきます。

消防協力団体の状況

黒部市	入善町	朝日町
生地婦人防火ひまわりクラブ 宇奈月婦人防火クラブ 音沢婦人消防協力隊 栗虫消防協力隊 黒部市幼年消防クラブ 地区私設消防隊 13隊 地区防災会 18隊	入善町婦人防火クラブ 入善町少年消防クラブ 入善町幼年消防クラブ	朝日町少年消防クラブ 朝日町幼年消防クラブ

2 医療機関との連携

円滑な救急搬送と医療機関側の受入れ体制の構築には、搬送を行う消防機関と受入れを行う医療機関の連携が必要不可欠です。

現在、各消防署と新川地域内の医療機関においては、「新川メディカルコントロール協議会」の中で救急搬送や受け入れ体制等について協議しており、また、定期的実施している集団救急トリアージ訓練においても、救急隊と医療機関、医療スタッフの連携を逐次確認し、深めています。

さらに、新川医療圏では輪番制度が確立しており、社会的に問題となっている「救急患者の受け入れ拒否」の事案は、この地域においては比較的少ないといえます。

広域化後においても、現在の連携体制を引き続き継続するとともに、消防本部の統一を受けてより一層の消防と医療機関の連携強化に努め、迅速な救急搬送と円滑な受け入れを実現し、住民サービスの向上を目指します。

救急指定病院

黒部市	入善町	朝日町
黒部市民病院 桜井病院 岩井整形外科医院	なし	あさひ総合病院 坂東病院

結 び に

本広域消防運営計画は、新川地域消防広域化協議会において慎重な審議のうえ決定、承認された内容を基に、新川地域の消防広域化の円滑な運営の確保に関する事項や、構成市町の防災にかかる関係機関、団体及び医療機関との連携について定めたものです。

消防は、火災や水害、地震などの災害時の消火・救助業務、あるいは事故や疾病等の救急・救助業務において、住民の生命・身体・財産を守り、地域の安全・安心な暮らしを実現する重要な任務を担っています。

今回の消防広域化により、新川地域の消防力が強化され、より効果的な消防活動が可能となりますが、実際の指令や現場活動において効率的かつ実効性のある運用を図ることができなければ、その効果も期待できません。

本計画書で示された基本的な考え方や取組は、新川地域消防組合が、広域化のメリットを最大限に活かした行政サービスを1市2町の住民に提供するための指針と位置づけられます。消防組合職員一人一人が本計画書に対して意識を高め、一層の創意工夫と協調、向上の精神のもと、業務の推進にあたるのが肝要です。

また、新川地域消防組合と構成市町、消防団、消防協力団体や医療機関等との連携も非常に重要です。広域化による連携の希薄化が生じないように、本計画書では今まで以上の連携と協力体制の構築を図ることとしています。

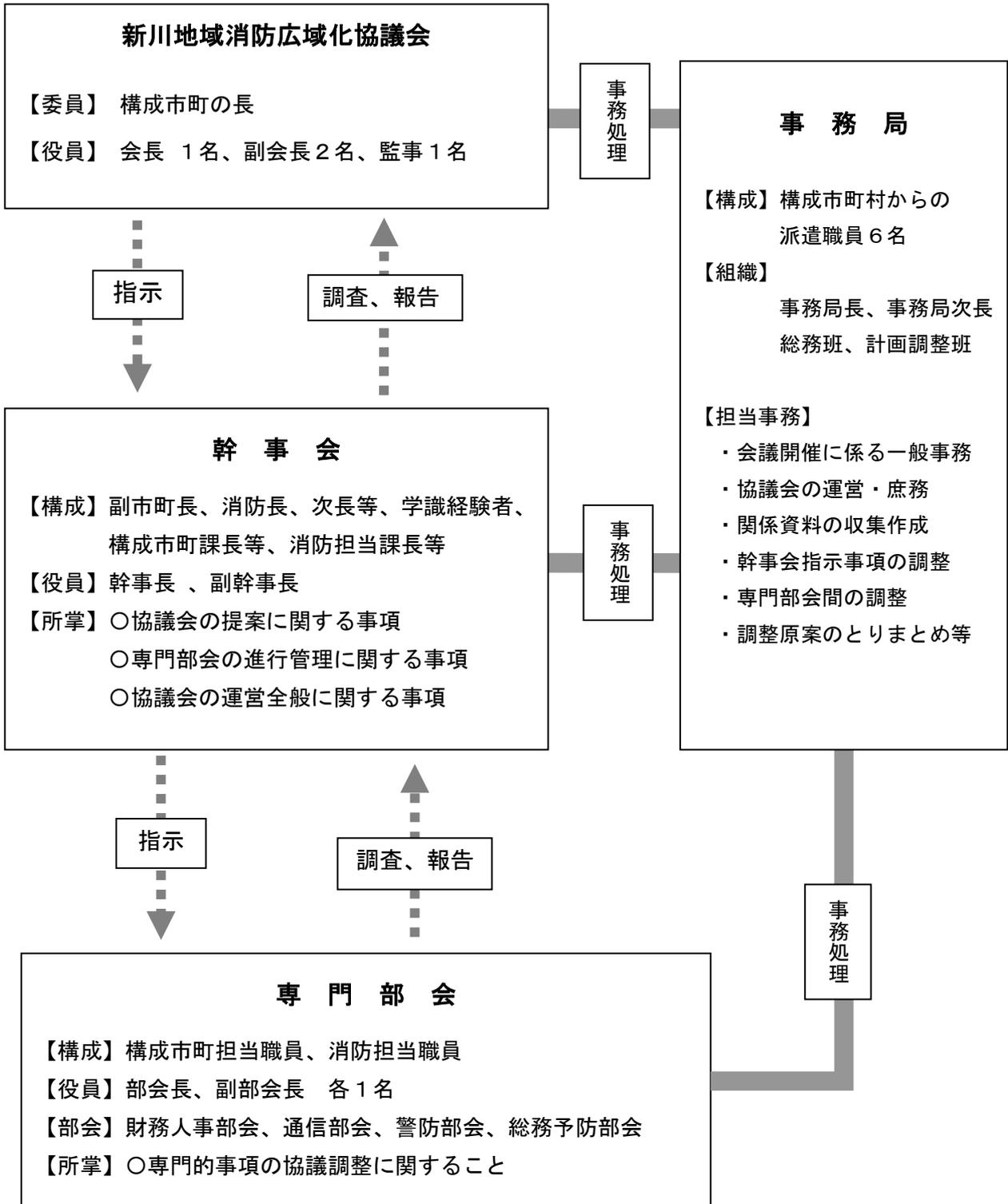
本計画書に示されている様々な取り組みの実行により、新川地域消防組合の広域消防への移行を円滑に進め、黒部川扇状地につながるこの地域の安全と安心な暮らしの実現を目指します。

新川地域広域消防運営計画

資 料

- 広域消防運営計画策定推進体制
- 広域消防運営計画策定の主な経過
- 新川地域消防広域化協議会各種規約
 - 新川地域消防広域化協議会規約
 - 新川地域消防広域化協議会幹事会規程
 - 新川地域消防広域化協議会専門部会設置要綱
- 新川地域消防広域化協議会関係名簿
 - 新川地域消防広域化協議会名簿
 - 新川地域消防広域化協議会幹事会名簿
 - 新川地域消防広域化協議会専門部会名簿
 - 新川地域消防広域化協議会事務局名簿

広域消防運営計画策定推進体制



広域消防運営計画策定までの主な経過

平成23年

12月21日 「新川地域消防広域化協議会」設立

平成24年

- 1月4日 新川地域消防広域化協議会事務所開き
幹事、事務局員辞令交付
第1回新川地域消防広域化協議会開催（幹事会合同）
【広域化のスケジュールについて】
- 1月10日 消防広域化のスケジュール等について、県消防課と協議
- 1月17日 専門部会設置（4部会）
- 1月27日 第2回新川地域消防広域化協議会幹事会開催
- 2月6日 第2回新川地域消防広域化協議会開催
【スケジュールの前倒し、新消防本部の名称と位置等】
- 2月6日 総務省消防庁と広域化運営計画及び臨時経費の事前打ち合わせ
- 2月8日 無線の統合について、北陸総合通信局と協議
- 2月21日 消防広域化セミナー参加（於：ホテルグランミラージュ魚津）
- 2月29日 第3回新川地域消防広域化協議会幹事会開催
- 3月2日 臨時経費にかかる起債について、県市町村支援課と協議
- 3月29日 第4回新川地域消防広域化協議会幹事会開催
- 4月4日 第3回新川地域消防広域化協議会開催
【運営計画素案、臨時経費案、定数、負担割合等について】
- 5月7日 第4回新川地域消防広域化協議会・第5回幹事会合同会議開催
【運営計画素案、臨時経費、消防広域化にかかる調整項目について】
- 5月9日 消防救急無線のデジタル化基本設計打合せ（以後随時開催）
- 6月6日 新川地域消防広域化協議会ホームページ開設
- 6月11日 市町村防災担当部局との打ち合わせ（7月11日）
- 6月15日 富山県消防広域化推進計画の変更（新川地域の枠組み追加）
- 6月20日 入善町議会及び朝日町議会で臨時経費補正予算議決
- 6月21日 第6回新川地域消防広域化協議会幹事会開催
- 6月22日 黒部市議会で臨時経費補正予算議決
- 6月25日 第5回新川地域消防広域化協議会開催
【運営計画素案、消防広域化にかかる調整項目について】
- 7月13日 総務省消防庁と広域化運営計画について協議
- 7月25日 消防救急無線デジタル化アドバイス会議参加（於：県防災センター）
- 7月30日 第7回新川地域消防広域化協議会幹事会開催
- 8月2日 第6回新川地域消防広域化協議会開催
【運営計画の承認、消防広域化にかかる調整項目について】

新川地域消防広域化協議会規約

(設置及び目的)

第1条 黒部市、入善町及び朝日町（以下「構成市町」という。）は、消防の広域化に関する協議を行うため、新川地域消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消防広域化に関する協議
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づく広域消防運営計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防広域化に関し必要な事項

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、黒部市宇奈月町内山3353番地に置く。

(組織)

第4条 協議会は、構成市町の長である委員をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員が互選する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 会議の議長は、会長があたる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第9条 協議会の効率的な運営に資するとともに、会議に提案する必要な事項について協議するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第10条 協議会は、事務の一部について調査研究を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第12条 協議会の事務に従事する職員は、構成市町の長が協議して定めた者をもってあてる。

(経費)

第13条 協議会に要する経費は、構成市町が負担する。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平23年12月21日から施行する。

新川地域消防広域化協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新川地域消防広域化協議会規約第9条第2項の規定に基づき、新川地域消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項に関すること。
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項に関すること。

(幹事)

第3条 幹事は、次の者の中からあてる。

- (1) 副市町長
- (2) 消防長、次長等
- (3) 構成市町の課長等
- (4) 消防本部の課長等
- (5) 学識経験を有する者

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、会長が指名する者をもってあてる。

(役員の職務)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 幹事長は、会を総理し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事会は、必要に応じて富山県職員及び構成市町の職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年12月21日から施行する。

新川地域消防広域化協議会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、新川地域消防広域化協議会規約第10条第2項の規定に基づき、新川地域消防広域化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 専門部会は、新川地域消防広域化協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、新川地域消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）第2条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会の部会員は、部会ごとに各市町の職員から人選する。

2 専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。

3 部会長及び副部会長は、専門部会ごとに専門部会員の互選により選出する。

4 部会長は、その所属する専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、会長及び幹事長から要請のあるとき、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 専門部会の議長は、各専門部会の部会長がこれに当たる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。

(分科会)

第5条 専門部会は、必要に応じて所掌事務を細分化し、分科会を設置して協議することができる。

(協議結果)

第6条 専門部会の協議結果については、協議会及び幹事会の会議の資料とする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、規約第11条に規定する事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月21日から施行する。

新川地域消防広域化協議会名簿

平成24年7月1日現在

※（ ）は前任者

新川地域消防広域化協議会

役職	氏名	備考
会長	米澤政明	入善町長
副会長	堀内康男	黒部市長
副会長	脇 四計夫	朝日町長

新川地域消防広域化協議会 幹事会

役職	氏名	備考
幹事長	中谷延之	黒部市副市長
副幹事長	林 榮佐雄	入善町副町長
副幹事長	竹内寿実	朝日町副町長
幹事	金島光一	富山県知事政策局消防課長
幹事	中 伸之 (本多 茂)	黒部市市長政策室次長・企画政策課長 (黒部市総務企画部次長・企画政策課長)
幹事	山本良春	黒部市消防本部総務課長
幹事	草島隆良	入善町参事・総務課長
幹事	広野 淳	入善町消防本部次長・消防署長
幹事	山崎富士夫	朝日町総務課長
幹事	谷口 優	朝日町消防本部次長

新川地域消防広域化協議会 専門部会

部会	役職	氏名	備考
財務人事部会	部会長	内橋裕一 (柳田守)	黒部市総務企画部次長・総務課長 (黒部市総務企画部次長・総務課長)
	副部会長	谷口保則	朝日町財務課課長代理
		林茂行	黒部市総務企画部財政課課長補佐
		若林清志	入善町企画財政課財政係長
		国友基	入善町総務課職員係長
		水野真也	朝日町総務課課長代理
総務予防部会	部会長	上野幸治	黒部市消防本部予防課長
	副部会長	小路毅明	入善町消防本部庶務係長・署長代理
		松澤昭久	黒部市消防本部主幹・総務課長補佐
		窪田正明	入善町消防本部予防第2係長
		山本篤文 (大井康司)	朝日町消防本部指導係長 (朝日町消防本部総務係長・署長代理)
		伊藤浩和 (藤條和昭)	朝日町消防本部予防係長 (朝日町消防本部予防係長)
警防部会	部会長	岩山裕	入善町消防本部主幹・警防係長
	副部会長	藤條和昭 (石井雅博)	朝日町消防本部警防係長・署長代理 (朝日町消防本部警防係長・署長代理)
		山崎久明	黒部市消防本部警防課長
		徳道義孝	黒部市消防本部主幹・警防課長補佐
		田中樹	入善町消防本部警防係主任
		扇谷康志	朝日町消防本部救急救助係長
通信部会	部会長	山崎鋭機	朝日町消防本部総務係長・署長代理
	副部会長	古田雅昭	黒部市消防本部通信救急課長
		能登康広	黒部市消防本部主幹・通信救急課長補佐
		石原豊	入善町消防本部救急救助係長・署長代理
		新田一	入善町消防本部危険物第1係長
		島田武	朝日町消防本部警防係主任

新川地域消防広域化協議会 事務局

役職	氏名	備考
事務局長	長田等	黒部市から派遣
事務局次長	板川修一	入善町から派遣
総務班長	坂口仁志	朝日町から派遣
計画調整班長	能澤隆義	黒部市から派遣
総務班員	小野塚義仁	入善町から派遣
計画調整班員	松田健吾	朝日町から派遣

安全で安心な地域のために



新川地域消防広域化協議会